

議案第30号

守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例案

守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年6月13日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例

守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例（平成5年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前					改 正 後						
第1条から第19条まで 略					第1条から第19条まで 略						
別表第1（第15条第1項関係）					別表第1（第15条第1項関係）						
一般廃棄物区分	収集及び運搬区分	取扱区分	単位	手数料	一般廃棄物区分	収集及び運搬区分	取扱区分	単位	手数料		
可燃ごみ	<u>一般家庭から排出されるもの</u>	定期	定期に排出されるものの収集、運搬及び処分	—	無料	可燃ごみ	定期	定期に排出されるものの収集、運搬及び処分	—	無料	
		<u>持込み</u>	<u>持ち込まれたものの処分</u>	<u>10キログラム</u>	<u>30円</u>						
	<u>事業活動に伴って排出されるもの</u>	略					略				
粗	<u>一般家庭</u>	定期	略				粗大ごみ	定期	略		

大 ご み	<u>から排出 されるもの</u>		規則で定め るものの収 集、運搬及び 処分	1点	1,800 円以内 で品目 ごとに 規則で 定める 額
		<u>持込み</u>	<u>持ち込まれ たものの処 分</u>	<u>10キロ グラム</u>	<u>150円</u>
	<u>事業活動 に伴って 排出され るもの</u>	持込み	持ち込まれ たものの処 分	略	

			規則で定め るものの収 集、運搬及び 処分	1点	1,800 円以内 で品目 ごとに 規則で 定める 額
持込み	<u>規則で定め るもの以外 のものであ って持ち込 まれたもの の処分</u>	略			
	<u>規則で定め るものであ って持ち込 まれたもの の処分</u>	<u>1点</u>	<u>1,800 円以内 で品目 ごとに 規則で 定める 額</u>		

資源 ごみ	一般家庭 及びこれ に準ずる ものから 分別され て排出さ れるもの	略			
略					
臨時 ごみ	一般家庭 から排出 されるもの	臨時	臨時に排出 されるもの の収集、運 搬及び処分	10キロ グラム	300円

備考

可燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの手数料（手数料が無料となるものを除く。）を算出する基礎となる数量が10キログラム未満のときは10キログラムとし、その数量に10キログラム未満の端数があるときはその端数を10キログラムとして計算する。

資源ごみ	略				
略					
多量排出ごみ	臨時	臨時に排出 されるもの の収集、運 搬及び処分	運搬車		
			1台目	8,000円	
			2台目	4,000円	
			以降		

備考

- 1 可燃ごみ及び粗大ごみの手数料（手数料が無料となるものを除く。）を算出する基礎となる数量が10キログラム未満のときは10キログラムとし、その数量に10キログラム未満の端数があるときはその端数を10キログラムとして計算する。
- 2 可燃ごみの定期、粗大ごみの定期及び多量排出ごみについては、一般家庭から排出されるものに限る。
- 3 資源ごみについては、一般家庭及びこれに準ずるものから分別されて排出されるものに限る。

以下 略

以下 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。